

第22 非常コンセント設備

非常コンセント設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 階段室、非常エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。 b 水平距離が50m以下となるように設けてあること。
設 置 数		目視により確認する。	一の回路に設けてある非常コンセントの数は、10以下であること。
専 用 幹 線		目視により確認する。	a 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、主配電盤から専用とされ、各階ごとにおいて2以上となるように設けてあること。 b 階ごとの非常コンセントの数が1個のときは、1回路であること。 c 専用幹線は、単相交流100Vで15A以上の電気が供給可能であること。
過 電 流 遮 断 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	専用幹線の電源側回路には、過電流遮断器が設けてあり、その容量は、適正なものであること。
	種 類		専用幹線から各階の非常コンセントまでの分岐回路には、開閉器及び過電流遮断器が設けられ、単相交流100V回路にあっては15A（配線用遮断器にあっては20A）のものを設けてあること。
保 護 箱 等	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 床面又は階段の踏面からの高さが1m以上1.5m以下の位置に設けてあること。 b 周囲には、消防隊の活動に障害となる物件がないこと。
	保 護 箱	目視により確認する。	a 埋込式であり、防錆加工を施した厚さおおむね1.6mm以上の鋼板で造られたものであること。 b 保護箱には、容易に開閉できる扉を設け、かつ、内部には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフックが設けてあること。 c 保護箱には、その表面に「非常コンセント」と表示されていること。
	非常用コンセントの差し込み接続器	目視により確認する。	非常コンセントのさし込接続器は、JISC8303（定格125V、15V）の接地型2極コンセントに適合するものであり、保護箱内に堅固に取り付けてあること。
	接 地	目視により確認する。	保護箱及び非常コンセントの刃受の接地極には、電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が施してあること。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適切であること。
	非 常 電 源 の 種 別	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
表 示 灯		目視により確認する。	a 保護箱の上部に赤色の灯火が設けてあること。 b 赤色の灯火は、壁等に堅固に固定されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
端 子 電 圧 試 験	電圧を電圧計を用いて測定する。	電圧の測定値が定格で100Vであること。